

確 認 表

会社名：	営業所名：	倉庫名：
------	-------	------

項目 番号	確 認 項 目	別添書類	
		番号	名 称
2	倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること (2-1をマークし、2-2から2-5のうち該当するものにマークすること)		
1	建築基準法の規定に適合している。又は建築基準法第6条第1項各号に該当しない倉庫であって、消防法第17条第1項、港湾法第40条第1項、都市計画法第29条第1項若しくは第2項いずれかに該当する場合は、これら該当する規定に適合している		
2	消防法第11条の規定に適合している		
3	高圧ガス保安法第16条第1項又は同法17条の2第1項の規定に適合している		
4	液化石油ガス保安法第36条第1項の規定に適合している		
5	石油コンビナート等災害防止法第5条第1項の規定に適合している		
11	消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第6条に定めるところにより消火器等の消火器具が設けられていること(この場合において、倉庫の延べ面積が150平方メートル未満であるときは、これを延べ面積が150平方メートルの倉庫とみなして、同規則第6条の規定を適用する)		
12	国土交通大臣の定める防犯上有効な構造及び設備を有していること(12-1から12-4をマークし、12-5、12-6のいずれかをマークすること)		
1	出入口に扉を有し、かつ、錠を備えている		
2	侵入のおそれがある開口部には鉄格子を設ける等当該開口部からの侵入を防ぐ措置が講じられている		
3	夜間、倉庫の出入口周辺部の地上高1.5m部分において、2ルクス以上の照度が確保できるように屋外に照明が設けられている		
4	倉庫における盗難、火災等の事故の発生を警戒し、防止するため、警備業法(昭和40年法律第117号)第2条第5項に定める警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有する		
5	倉庫が設けられている建物内に、当該倉庫に隣接して当該倉庫の事業の用に供しない部分が存在する場合にあっては、当該部分から倉庫又は倉庫に付随する施設に直接立ち入ることができないような措置が講じられている		
6	倉庫が設けられている建物内に、当該倉庫に隣接して当該倉庫の事業の用に供しない部分が存在しない		

以上のうち、チェック印のある確認項目について、別添書類により確認いたしました。

平成 年 月 日

印